

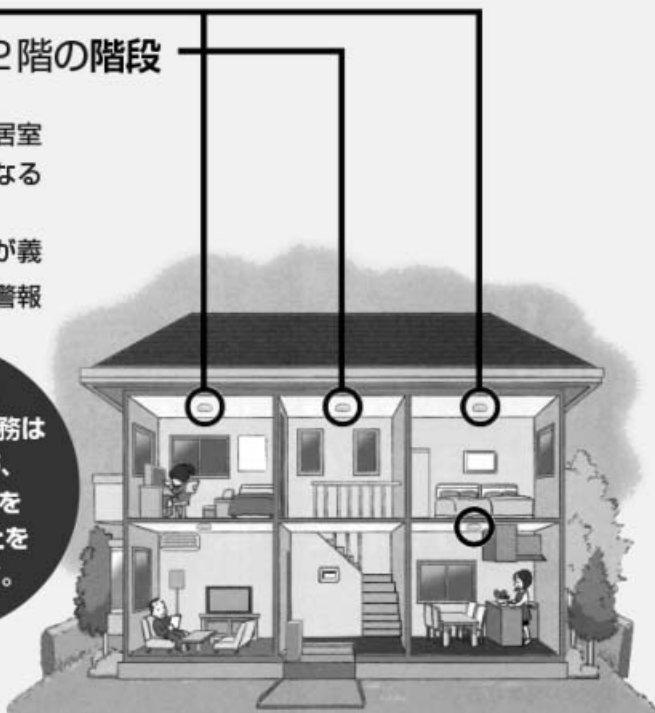
設置しなければならぬ場所は？

- ①全ての寝室
- ②2階に寝室がある場合、2階の階段

その他、3階建ての場合や1つの階に居室が5つ以上ある場合も設置が必要になる場合があります。

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは、「煙式」の警報器です。

徳島県では台所には設置義務はありませんが、熱式の警報器をつけておくことをお薦めします。



取り付けただけではダメ！

定期的に作動確認し、警報音を聞いてみましょう。

煙流入口に汚れ（ほこりやくモの巣）が付着すると火災の煙を感知しにくくなります。1年に1回は乾いた布で軽く拭き取るなど、維持管理に努めましょう。

※住宅用火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なりますので、製品に付属している取り扱い説明書を必ずご覧ください。

助かった事例

午前3時ごろ、徳島市の住宅で出火。就寝中の夫妻は、住宅用火災警報器の音に気づいて無事に逃げ出せた。

最初は、約半年前に階段の上に付けた火災警報器の音とはわからなかった。オール電化だから火事はないと思っていたが、台所の扉からの煙を見てびっくり。急いで2階の主人に知らせると、主人はベランダからとなりの納屋に逃げました。家は、全焼したけれど、火災警報器がなかったら、助かってなかったと思います。本当に火災警報器のおかげです。



悪質訪問販売に注意！

市町村職員や消防職員が販売に来ることはありません。少しでもあやしいと感じたら、すぐ返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者相談センターへ

平日 9:00～18:00（水曜を除く） 電話番号 (088) 623-0110
土・日 9:00～16:00

徳島県婦人防火クラブ連合会

事務局（徳島県危機管理部消防保安課 TEL:088-621-2284）

海部消防組合 日和佐出張所 ☎77-0999

